

情報・システム研究機構職員給与規程

〔平成16年4月1日〕
制 定

最近改正 平成30年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、情報・システム研究機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第27条の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類、計算期間及び支給日)

第2条 職員の給与の種類、計算期間及び支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	給与の計算期間	給与支給日
(1) 基本給 (2) 諸手当 基本給の調整額 管理職手当 初任給調整手当 都市手当 広域異動手当 扶養手当 住居手当 単身赴任手当 CSIRT手当	一の月の初日から末日まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）
航空手当 極地観測手当 時間外勤務手当 休日給	一の月の初日から末日まで	翌月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）
期末手当 勤勉手当		6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日）
寒冷地手当	一の年の11月から3月まで	その月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に

		当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日)
通勤手当		別に定める支給単位期間に係る最初の月の17日（ただし、その日が日曜日に当たるときは15日、その日が土曜日に当たるときは、16日、その日が月曜日で休日に当たるときは、18日）

2 前項にかかわらず、就業規則第2条第3項に定める外国人研究員の給与の種類は、情報・システム研究機構外国人研究員の就業に関する規程の定めるところによる。

(給与の支払い)

第3条 職員の給与は、通貨で直接職員にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、原則として、職員の預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

(日割計算等)

第4条 新たに職員となった者には、その日から基本給を支給する。基本給の月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本給を支給する。

2 職員が退職し、又は解雇された場合には、その日までの基本給を支給する。

3 職員が死亡により退職した場合には、その月までの基本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、基本給を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給与額は、その月の現日数から情報・システム研究機構に勤務する職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前4項の規定は、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当及び広域異動手当の支給について準用する。

(給与の即時払い)

第5条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合に、本人又は権利者の請求があったときは、第2条の規定にかかわらずすみやかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争があるときには、この限りではない。

一 退職し、又は解雇されたとき

二 本人が死亡したとき

(非常時払い)

第6条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合で、かつ本人から請求があったときは、第2条の規定にかかわらず当該請求があった日までの給与を速やかに支払う。

- 一 本人又はその収入によって生計を維持する者の結婚、出産若しくは葬儀の費用にあてるとき
- 二 本人又はその収入によって生計を維持する者の病気又は災害の費用にあてるとき
- 三 本人又はその収入によって生計を維持する者の帰郷費用にあてるとき
- 四 その他特に必要と認めるとき

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 第22条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、都市手当、広域異動手当及び寒冷地手当（都市手当及び広域異動手当については算出の基礎から扶養手当を除く。）の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、航空手当又は極地観測手当が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの手当の額（1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除した額）を、前項の規定による額に加算した額とする。

(端数計算)

第8条 前条に規定する勤務1時間当たりの給与の額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じた場合はこれを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規定により計算した各給与の種類別の確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第2章 基本給

(基本給)

第10条 基本給は基本給表に定める級号と基本給月額により支給する。

(基本給表の種類)

第11条 基本給表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 一般職基本給表（別表第1）
 - イ 一般職基本給表（一）
 - ロ 一般職基本給表（二）
- 二 医療職基本給表（別表第2）
- 三 教育職基本給表（別表第3）
- 四 指定職基本給表（別表第4）

(初任給)

第12条 新たに採用する者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経験等及び他の職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格)

第13条 従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させることができる。

(降格)

第14条 就業規則第23条第1項の規定により降任したときは、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級)

第15条 職員を基本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合には、その異動後の職務に応じ、決定する。

(基本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第16条 職員を基本給表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、決定する。

(昇給)

第17条 職員(指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)の昇給は、次条で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。

- 2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号数を4号(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの)にあつては、3号)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号(一般職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの)にあつては、3号)」とあるのは、零とする。
- 4 職員の昇給はその属する職務の級における最高の号を超えて行うことはできない。

(昇給の時期)

第18条 前条の規定による昇給の日は、毎年1月1日とする。

(表彰等による昇給)

第19条 職員が就業規則第39条第1項第1号、第3号及び第4号の規定に該当し表彰された場合その他勤務成績が特に良好である場合等においては、第17条及び前条の規定にかかわらず、昇給を行うことができる。

第3章 給与の特例等

(休職者の給与)

第20条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号の規定による休職（以下この条において「病気休職」という。）にされたときは、その休職の期間中、給与の全額（労基法第76条による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第14条による休業補償給付を受ける額に相当する額を除く額）を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、病気休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、基本給、基本給の調整額、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「基本給等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により、病気休職にされたときは、初めに休職した日から引き続いた期間又は同一若しくは同種疾病によるものが断続的に行われた期間（一の休職から復帰した後1年以内に再び休職となる期間に限る。）を合算した期間が満1年に達するまでは、基本給等の100分の80を支給することができる。

4 職員が刑事事件に関し起訴され、就業規則第15条第1項第2号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の60以内を支給することができる。

5 職員が就業規則第15条第1項第3号の規定に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の70以内（業務上の災害若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。

6 職員が就業規則第15条第1項第4号の規定による休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の70以内を支給することができる。

7 職員が就業規則第15条第1項第6号の規定に基づき、情報・システム研究機構休職に関する規程（以下「休職規程」という。）第5条の規定による役員兼業休職にされたときは、その休職の期間中、基本給等の100分の100以内を支給することができる。

8 休職にされた職員には、他の規程に別段の定めがない限り、前7項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

(育児休業等に係る給与)

第21条 情報・システム研究機構職員の育児休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）及び情報・システム研究機構職員の介護休業等に関する規程（以下「介護休業等規程」という。）に基づき、育児休業の申出をして承認された職員又は介護休業を申し出た職員の当該育児休業又は介護休業に係る期間は給与を支給しない。

2 育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業を申し出て承認された職員、又は

介護休業等規程第12条に規定する介護部分休業を申し出た職員の当該育児部分休業又は介護部分休業にかかる時間は、給与を支給しない。

(給与の減額)

第22条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第18条に規定する休暇又は同規程第12条の規定によりその勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額に勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

2 前項の規定にかかわらず、一の負傷又は疾病による病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は疾病に係る就業禁止の措置をいう。以下同じ。）が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における当該病気休暇等の日（1回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかった場合

三 情報・システム研究機構安全衛生管理規程第15条第5項の事後措置を受けた場合

3 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、基本給及び基本給の調整額の半額を減ずる。

4 前2項の適用については、生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の休日その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む）及び引き続き勤務しない（生理休暇等の期間が、この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。）期間が8日以上（当該期間における休日以外の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（この項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から勤務時間等規程第21条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。

5 第2項から前項までの勤務しない期間には、病気休暇等の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の勤務時間等規程第10条に規定する休日その他の勤務しない日（年次休暇及び特別休暇を使用した日並びに1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日、生

理休暇等の日の間にある休日その他の病気休暇等の日以外の勤務しない日及び1日の勤務時間の一部に育児休業等規程第12条に規定する育児部分休業がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児部分休業以外のすべての勤務時間を勤務した日を除く。)が含まれるものとする。

第4章 諸手当

(基本給の調整額)

第23条 基本給の月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、適正な調整を行うことができる。ただし、指定職基本給表の適用を受ける者を除く。

2 前項の規定により基本給の調整を行う職は、別表第5の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

3 職員の基本給の調整額は、当該職員に適用される基本給表及び職務の級に応じて別表第6に掲げる調整基本額にその者に係る別表第5の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第24条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職を占める職員に支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

2 管理職手当の月額は、当該職員に適用される基本給表別並びに職務の級及び適用区分に応じ次の表に定める額とする。

イ 一般職基本給表(一)

職務の級	適用区分	手当額
10級	I種	139,300円
9級	I種	130,300円
	II種	104,200円
8級	I種	117,000円
	II種	94,000円
	III種	82,200円
7級	II種	88,500円
	III種	77,400円
	IV種	66,400円
6級	III種	72,700円
	IV種	62,300円
	V種	51,900円
5級	III種	69,400円
	IV種	59,500円

	V種	49,600円
4級	IV種	55,500円
	V種	46,300円

ロ 教育職基本給表

職務の級	適用区分	手当額
5級	I種	133,600円
	II種	106,900円
	III種	93,500円
	IV種	80,200円
	V種	66,800円
	VI種	42,800円
	VII種	32,100円
	VIII種	21,400円
4級	III種	80,300円
	IV種	68,800円
	V種	57,300円
	VI種	36,700円
	VII種	27,500円
	VIII種	18,300円

- 3 前項の適用区分に該当する職員は、機構長が定めるところによるものとする。
- 4 第2項に規定する管理職手当の月額は、当該職員の属する職務の級における最高の号の基本給月額 \times 100分の25を超えてはならない。
- 5 第2項に規定する管理職手当の月額は、所定の勤務時間を超えて勤務した場合及び休日に勤務した場合における賃金相当額を含むものとする。ただし、当該勤務が深夜に及んだ場合を除くものとする。
- 6 第1項の規定にかかわらず、管理又は監督の地位にある職を占める職員の事務代理を命ぜられている者については、その職務にある期間、当該管理又は監督の地位にある職を占める職員と同じ区分の管理職手当を支給することができる。

(初任給調整手当)

第25条 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に新たに採用された職員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）に、当該各号に掲げる範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

- 一 医療職基本給表の適用を受ける職 月額184,500円
- 二 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が

困難であると認められた職で、次の研究組織に所属するもの 月額50,700円

イ 国立遺伝学研究所個体遺伝研究系発生遺伝研究部門

ロ 国立遺伝学研究所総合遺伝研究系人類遺伝研究部門

- 2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許証又は歯科医師免許証を有する者には、前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 第1項各号に規定する初任給調整手当の月額は、採用の日又は前項に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第7に掲げる額とする。この場合において、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学卒業の日からそれぞれ採用の日又は前項に規定する職員となった日までの期間が4年（医師法に規定する臨床研修を経た場合にあっては6年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は前項に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間）に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。
- 4 初任給調整手当を支給されている職員が就業規則第15条の規定に該当して休職にされた場合における当該職員に対する別表第7の適用については、当該休職の期間（第20条第1項の規定により給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。
- 5 第1項又は第2項に規定する職員となった者のうち、これらの職員となった日前にこの規程による初任給調整手当、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）に規定する初任給調整手当及び他の法人等において支給する手当でこれに相当すると認められた手当（以下この項において「初任給調整手当等」という。）を支給されていたことのある者で第3項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当等を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

（扶養手当）

第26条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものとし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。ただし、平成29年4月1日から平成32年3月31日まで間における同表に定める額は別に定める。

対象者		手当額
満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子		1人につき 10,000円
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職(一)8級及び 教育職5級の職員の場合	3,500円
	一般職(一)9級以上の職員の場合	不支給
<ul style="list-style-type: none"> ・ 満60歳以上の父母及び祖父母 ・ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 ・ 重度心身障害者 	下記以外の職員の場合	6,500円
	一般職(一)8級及び 教育職5級の職員の場合	3,500円
	一般職(一)9級以上の職員の場合	不支給

3 扶養親族となる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額を、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（都市手当）

第27条 都市手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、別表第8の支給地域欄に掲げる地域に在勤する職員に支給する。

2 都市手当の月額は、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、別表第8の支給地域に応じて、それぞれ支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

3 6月を超えて都市手当の支給を受けていた職員が、支給割合のより低い地域又は支給地域とされていない地域に異動した場合、異動の日から2年間、異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合による都市手当を支給する。ただし、当該異動の日から1年を超える期間における支給割合は、異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合とする。

（広域異動手当）

第27条の2 職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合において、当該異動又は移転（以下この条において「異動等」という。）につき別に定めるところにより算定した勤務箇所間の距離（異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所の所在地と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）及び住居と勤務箇所との間の距離（異動等の直前の住居と当該異動等の直後に在勤する勤務箇所の所在地との間の距離をいう。以下この項において同じ。）がいずれも60キロメートル以上であるとき（当該住居と勤

務箇所との間の距離が60キロメートル未満である場合であって、通勤に要する時間等を考慮して当該住居と勤務箇所との間の距離が60キロメートル以上である場合に相当すると認められる場合として機構が定める場合を含む。)は、当該職員には、当該異動等の日から3年を経過する日までの間、基本給、基本給の調整額、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に当該異動等に係る勤務箇所間の距離の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の広域異動手当を支給する。ただし、当該異動等に当たり一定の期間内に当該異動等の日の前日に在勤していた勤務箇所への異動等が予定されている場合その他の広域異動手当を支給することが適当と認められない場合は、この限りでない。

一 300キロメートル以上 100分の10

二 60キロメートル以上300キロメートル未満 100分の5

2 前項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員のうち、当該支給に係る異動等(以下この項において「当初広域異動等」という。)の日から3年を経過する日までの間の異動等(以下この項において「再異動等」という。)により前項の規定により更に広域異動手当が支給されることとなるものについては、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を上回るとき又は当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合と同一の割合となるにあつては当該再異動等の日以後は当初広域異動等に係る広域異動手当を支給せず、当該再異動等に係る広域異動手当の支給割合が当初広域異動等に係る広域異動手当の支給割合を下回るときにあつては当初広域異動等に係る広域異動手当が支給されることとなる期間は当該再異動等に係る広域異動手当を支給しない。

3 前2項の規定により広域異動手当を支給されることとなる職員が、前条の規定により都市手当を支給される職員である場合における広域異動手当の支給割合は、前2項の規定による広域異動手当の支給割合から当該都市手当の支給割合を減じた割合とする。この場合において、前2項の規定による広域異動手当の支給割合が当該都市手当の支給割合以下であるときは、広域異動手当は、支給しない。

(住居手当)

第28条 住居手当は、次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額(第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額)とする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員には支給しない。

職員の区分	手当額
第1号 自ら居住するため住宅(貸間を含む。第3号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料	次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ右欄に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた

を含む。以下同じ。)を支払っている職員(機構,他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている職員を除く。)	額)に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは,16,000円)を11,000円に加算した額
第2号 第30条の規定により単身赴任手当を支給される職員で,配偶者が居住するための住宅(機構,他の法人等及び国の機関により宿舍を貸与されている宿舍を除く。)を借り受け,月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められたもの	第1号の職員の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは,これを切り捨てた額)	

(通勤手当)

第29条 通勤手当は,次に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- 三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し,かつ,自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し,又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって,交通機関等を使用せず,かつ,自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額を、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、その者の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)、ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給期間の月数を乗じて得た額)
- 二 前項第2号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、職員の区分に応じて次の表に定める額

職員の区分	手当額
自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

- 三 前項第3号に掲げる職員にあっては、支給単位期間につき、運賃等相当額及び前号に掲げる額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に掲げる額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、ただし、交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているもの又は自動車等の使用距離が2キロメートル未満のものである場合は、支給単位期間につき、第1号又は第2号により算出した額のいずれか支給単位期間の月数で除した額の高い額

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車

国道その他の交通機関等でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められたものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものその他これらのもとの権衡上必要があると認められたものの通勤手当の月額、支給単位期間につき、前項の規定にかかわらず、その者の1箇月の通勤に要する特別料金等の2分の1に相当する額（特別料金等を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、2万円に支給単位期間の月数を乗じた額）及び同項の規定による額の合計額とする。

ただし、前項及び前段にかかわらず、勤務箇所を異にする異動により、通勤の実情に変更を生ずることとなった事務職員で当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものを含む。）からの通勤のために係る運賃等については、経済的かつ合理的と認められる範囲で実際に要する額（特別料金等の上限額は東京駅-三島駅間に係る特別料金等の金額）を支給するものとする。

- 4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して必要な額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により1箇月を単位として定める期間（新幹線鉄道を利用する者の通勤手当にあつては、3箇月を超えない範囲内で国家公務員の例により1箇月を単位として定める期間）をいう。
- 6 前5項に規定するもののほか、通勤の支給及び返納に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

（単身赴任手当）

第30条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転及び新規採用により、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められたもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これら職員との権衡上必要があると認められた職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合には、この限りではない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて次の表に定める額を加算した額）とする。

交通距離	加算額
100km以上300km未満	8,000円
300km以上500km未満	16,000円

500km以上700km未満	24,000円
700km以上900km未満	32,000円
900km以上1,100km未満	40,000円
1,100km以上1,300km未満	46,000円
1,300km以上1,500km未満	52,000円
1,500km以上2,000km未満	58,000円
2,000km以上2,500km未満	64,000円
2,500km以上	70,000円

(CSIRT手当)

第30条の2 CSIRT手当は、情報・システム研究機構 情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）に基づいて次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし、手当の月額は、職員の区分に応じて同表に定める額とする。

職員の区分	手当額
情報セキュリティポリシー第13条の2第3項に定めるROIS CSIRTアドバイザー	20,000円
情報セキュリティポリシー第13条の2第2項第1号に該当する者	12,000円

(航空手当)

第31条 航空手当は、職員が航空機に搭乗し、次に掲げる業務に従事した場合に支給する。

- 一 航空機乗組員として行う業務
- 二 操縦練習又は教育訓練
- 三 航空従事者の技能証明のために行う実地試験
- 四 航空機の検査
- 五 試作又は改造の航空機用機器材の実験
- 六 航空無線設備の検査
- 七 気象、地象又は水象の観測又は調査
- 八 水路又は陸地の測量
- 九 磁気探査又は核原料資源の調査
- 十 航空法（昭和27年法律第231号）第37条の規定による航空路の指定に関する調査等航空機の航行の安全を図るために行う調査
- 十一 航空法第96条の規定による航空交通管制業務の監査
- 十二 航路標識の巡察
- 十三 航空法第76条第1項各号に掲げる事故の原因を究明するための調査
- 十四 航空機の機体、原動機、装備及び計測制御に関する研究又は試験
- 十五 大気、海洋等の汚染状況の観測又は調査
- 十六 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における災害発生状況等の調査

2 前項の手当の額は、搭乗した時間1時間につき、職員の職務の級及び職員の種類に応じて次の表に定める額とする。

職務の級 職員の種類	一般職基本給表 (一) 4級以上の級 教育職基本給表3級 以上の級	一般職基本給表 (一) 3級及び2級 教育職基本給表2級	一般職基本給表 (一) 1級 教育職基本給表1級
航空法第24条の規定による操縦士の資格を有する職員	5,100円	3,600円	2,400円
航空法第24条の規定による航空士又は航空機関士の資格を有する職員		2,400円	1,900円
航空法第24条の規定による航空通信士若しくは航空整備士		2,200円	1,500円
その他の職員		1,900円	1,200円

3 前項の規定にかかわらず、気密装置を有しない航空機によって高度5,000メートル以上の高空を30分以上飛行して行う業務に従事した時間がある場合の第1項の手当の額は、前項に定める手当額に、当該業務に従事した時間1時間につき前項に定める額の100分の30に相当する額を加算した額とする。

4 第1項の業務のために、船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した日がある場合におけるその日の属する月の航空手当の総額は、前2項の規定により得られる額にその搭乗した日1日につき870円（日没時から日出時までの間において船舶を発着の場として回転翼航空機に搭乗した場合にあっては、1,300円）を加算した額とする。

（極地観測手当）

第32条 極地観測手当は、職員が南緯55度以南の区域において南極地域観測に関する業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、職員の職務の級に応じて次の表に定める額（越冬して行う業務に従事した場合にあっては、当該額にその100分の30に相当する額を加算した額）とする。

職務の級	手当額
一般職基本給表（一） 7級以上の級	4,100円

教育職基本給表	5級以上の級	
医療職基本給表	4級以上の級	
一般職基本給表（一）	6級，5級及び4級	3,100円
教育職基本給表	4級及び3級	
医療職基本給表	3級及び2級	
一般職基本給表（一）	3級	2,400円
教育職基本給表	2級	
医療職基本給表	1級	
一般職基本給表（一）	2級	2,000円
教育職基本給表	1級	
一般職基本給表（一）	1級	1,900円

（時間外勤務手当）

第33条 勤務時間等規程第7条の規定により所定の勤務日（次条の規定により休日給が支給されることとなる日を除く。）に業務上の必要により所定の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた職員には，所定の勤務時間以外の時間に勤務した全時間に対して，勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が深夜において行われた場合又はその勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の150，その勤務が深夜において，1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の175）を時間外勤務手当として支給する。ただし，第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には，その勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

2 前項中「60時間を超えて行われた場合」とあるのは，前項に定める時間外勤務手当の支給対象となる勤務時間と次条に定める休日給の支給対象となる勤務時間を合算した時間が60時間を超えて行われた場合とする。

（休日給）

第34条 勤務時間等規程第7条の規定により同規程第10条に規定する休日（同規程第11条の規定に基づく振替により休日となった日を含む。）に業務上の必要により勤務することを命じられた職員には，勤務を命じられた全時間（同規程第11条の規定により，当該休日をあらかじめ当該週の勤務日に振り替えた場合は当該休日に勤務を命じられた全時間のうち，所定の勤務時間以外の時間に勤務した時間。）に対して，勤務1時間につき，第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の150，その勤務が深夜において行われた場合は，100分の160，その勤務が深夜において，1箇月当たり60時間を超えて行われた場合は，100分の175）を休日給として支給する。ただし，第24条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員及び指定職基本給表

の適用を受ける職員が深夜において勤務した場合には、その勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を時間外勤務手当として支給する。

2 前項の規定は、同規程第13条の規定を適用される職員にあっては、同条の規定により、休日と指定した日を休日とみなして適用するものとし、所定の勤務時間が、同規程第10条第3号から第5号に当たる日に割り振られた場合は、所定の勤務時間及びその日に勤務を命じられた全時間に対して、前項に規定する休日給を支給する。

3 前条第2項の規定は、休日給の支給に準用する。

(期末手当)

第35条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第37条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。以下この条から第37条までにおいて同じ。）において職員が受けるべき基本給、基本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に、次の表（1）に定める職員にあっては、基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「役職段階別加算額」という。）（次の表（2）に定める職員のうち指定職基本給表の適用を受ける職員を除いた職員（以下「特定幹部職員」という。）及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に基本給の月額に同表の区分に応じ、同表に定める加算割合を乗じて得た額（以下「管理職加算額」という。）を加算した額）を基礎として、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（特定幹部職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の62.5、12月に支給する場合においては100分の77.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表（3）に定める割合を乗じて得た額とする。

表（1）

基本給表	職務の級	加算割合
指定職基本給表		100分の20
一般職基本給表（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15

	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職基本給表（二）	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
教育職基本給表	6級	100分の20
	5級	100分の15（別に定める職員にあっては100分の20）
	4級・3級	100分の10（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の15）
	2級（別に定める職員に限る。）	100分の5
医療職基本給表	5級	100分の20
	4級・3級	100分の15（職務の級4級の職員のうち別に定める職員にあっては100分の20）
	2級	100分の10
	1級（別に定める職員に限る。）	100分の5

表（2）

基本給表	管理職手当の区分	職務の級	加算割合
指定職基本給表			100分の25
一般職基本給表（一）	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職基本給表	II種	5級	100分の15
医療職基本給表	II種	3級以上	100分の15

表（3）

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員

イ 無給休職者（就業規則第15条第1項第1号又は第3号から第5号までの規定

に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

ロ 刑事休職者（就業規則第15条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)

ハ 就業規則第40条第3号の規定により出勤停止とされた職員

ニ 育児休業等規程の規定により育児休業をしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

ホ 介護休業等規程の規定により介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員以外の職員

二 基準日1月以内に退職し、又は解雇された職員のうち、次に掲げる職員

イ その退職し、又は解雇された日において前号に該当する職員であった場合

ロ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）適用職員となった者

ハ その退職し、又は解雇された後基準日までの間において国の機関、又は他の法人等の職員となった者（機構の在職期間を当該法人等の職員としての在職期間に通算することとしている法人等の職員に限る。）

4 前3項の規定にかかわらず、期末手当を不支給又は一時差止めとすることが適当と認められる事由のある職員については、これを不支給とし又は一時差止めとする。（勤勉手当）

第36条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第23条第1項及び第2項第1号に該当して解雇され、又は死亡した職員（前条第3項第2号に定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき基本給及び基本給の調整額並びにこれらに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額が、役職段階別加算額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に管理職加算額を加算した額）を加算した額（以下「勤勉手当基礎額」という。）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じて次の表に定める割合及び勤務成績に応じて次項で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額合計額を加算した額に100分の90（特定幹部職員にあっては、100分の110、指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、100分95）を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

勤務期間	割合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の 5
零	0

3 職員の勤勉手当の成績率は、当該職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の表のいずれに該当するかに応じ、表の割合の範囲内において定めるものとする。ただし、指定職基本給表の適用を受ける職員の勤勉手当の成績率は、在職期間における実績等を総合的に勘案し、100分の90以上100分の95以下の割合の範囲内において定めるものとする。

成績区分	成 績 率	
	特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	110/100以上180/100以下	134/100以上220/100以下
勤務成績が優秀な職員	98.5/100以上110/100未満	119.5/100以上134/100未満
勤務成績が良好な職員	87/100	107/100
勤務成績が良好でない職員	87/100未満	107/100未満

4 前条第3項の規定は、同項第1号中イ及びロを「休職者（就業規則第15条第1項の規定により休職にされている職員（第24条第1項の規定の適用を受ける者を除く。）をいう。）」に読み替えて勤勉手当の支給に準用する。

5 前条第4項の規定は、勤勉手当の支給に準用する。

（寒冷地手当）

第37条 寒冷地手当は、地域及び職員の世帯の区分に応じ、次の表に定める額を、当該地域に勤務する職員に対して支給する。

支給地域	世帯等の区分	
	世帯主である職員	その他の職員

	扶養親族のある職員（単身赴任手当を支給される職員で寒冷地に居住する扶養親族のないもの）	その他の世帯主である職員	
長野県北佐久郡	17,800円	10,200円	7,360円

（出向者の給与）

第38条 就業規則第14条及び情報・システム研究機構出向規程（以下「出向規程」という。）に基づき出向する職員の給与については、機構と出向機関との協議によるものとする。

- 2 就業規則第14条及び情報・システム研究機構出向規程（以下「出向規程」という。）に基づき、機構の職員が国立大学法人等に出向し、かつ、当該職員の給与が出向先から支給される場合において、出向先の給与に関する基準が、機構の給与に関する基準を下回る場合には、出向規程の定めるところにより差額を支給するものとする。

（クロスアポイントメント制度適用者の給与）

第38条の2 情報・システム研究機構クロスアポイントメント制度に関する規程（以下「クロスアポイントメント規程」）に基づき、クロスアポイントメント制度を適用する職員の給与については、機構とクロスアポイントメント規程第2条第2項に定める機関との協議によるものとする。

第5章 雑則

（雑則）

第39条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月18日から施行する。

附 則

- 1 第27条第3項、第29条第3項及び第30条第1項の規定を適用する者は、就業規則第2条に規定する職員のうち、機構内での異動等により各規定に該当することとなる者のほか、情報・システム研究機構退職手当規程第11条第1項及び第2項の規定により、国等の機関から復帰した職員に対する退職手当の特例を適用する者、同規程第12条第2項の規定により、他の国立大学法人等の職員が引き続いて職員となったときに他の国立大学法人等における在職期間を通算する者及び同規程第15条の規定により、独立行政法人等役員として在職した後引き続いて職員となった者に対する退職手当に係る特例を適用する者に限る。
- 2 この規程は、平成16年12月10日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、第7条第1項の改正規定の第22条への適用については、施行日の翌月からと

する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年6月27日から施行し、平成16年11月1日から適用する。ただし、第7条中都市手当にかかる改正規定については、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。
- 3 切替日の前日において別表第1から別表第3までの基本給表の適用を受けていた職員の切替日における号（以下「新号」という。）は、次項及び附則第6項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号（以下「旧号」という。）及びその者が旧号を受けていた期間（別に定める職員にあっては、別に定める期間。以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第2に定める号とする。
- 4 附則第2項後段の規定により新級を決定される職員（次項に規定する職員を除く。）の新号は、新級、旧号及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号とする。
- 5 切替日の前日において指定職基本給表の適用を受けていた職員の新号は、旧号に対応する附則別表第4の新号欄に定める号とする。
- 6 切替日の前日において別表第1から別表第3までの基本給表に定める職務の級における最高の号を超える基本給月額を受けていた職員の切替日における号又は基本給月額は別に定める。
- 7 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の新号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 8 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額（平成21年12月1日において次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員でその号が次の表の号欄に掲

げる号以外の職員である者にあつては、当該基本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなる職員(別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。)には、平成26年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額(平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を基本給として支給する。

基本給表	職務の級	号
一般職基本給表(一)	1級	1号から56号まで
	2級	1号から24号まで
	3級	1号から8号まで
一般職基本給表(二)	1級	1号から68号まで
	2級	1号から32号まで
教育職基本給表	1級	1号から44号まで
	2級	1号から32号まで
	3級	1号から12号まで

9 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。

10 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。

11 前3項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前3項の規定による基本給の額との合計額」とする。

12 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げるこの規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第17条第2項	4号	3号
	3号	2号
第17条第3項	4号	3号
	3号	2号
	2号	1号

13 平成22年3月31日までの間における規程第27条第2項で定める割合は、附則別表

第5のとおりとする。

- 14 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項中「別に定める職員」の下に「及び指定職基本給表の適用を受ける職員」を加える改正規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日までの間においては、改正後の第27条の2第1項第1号中「100分の6」とあるのは「100分の4」と、同項第2号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。
- 3 改正後の第27条の2の規定は、平成16年4月2日から平成19年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合についても適用する。この場合において、同条第1項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成19年4月1日から当該異動等の日以後」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成19年12月4日から施行し、平成19年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立極地研究所及び統計数理研究所の立川市への移転の日から7年間における規程第27条第2項で定める立川市の支給割合は、附則別表第6のとおりとする。ただし、同表における移転の日以降の採用者（国家公務員からの異動者等、必要と認められる者を除く。）の支給割合は、別表第8のとおりとする。
- 3 国立大学法人等との人事交流協定等に基づき採用した職員（管理職手当の支給を受ける職員を除く。）において、当該異動後の都市手当の支給割合が異動の日の当日の交流元の国立大学法人等の都市手当（都市手当に相当する手当を含む。）の支給割合（以下「異動当日の交流元の支給割合」という。）に達しないこととなるときは、第27条第2項の規定にかかわらず、当該異動の日から人事交流期間満了（人事交流協定等に定める期間を延長した場合の期間を含む。）までの間、異動当日の交流元の支給割合（異動当日の交流元の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、改定後の交流元の国立大学法人等の支給割合）とすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成21年6月1日から施行する。
- 2 平成21年6月期に限り、改正後の第35条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、「100分の75」とあるのは「100分の70」と、改正後の第36条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。
- 3 平成21年6月期に限り、改正後の第36条第3項で定める割合は、次の表のとおりと、同項但書中「100分の80以上100分の85以下」とあるのは「100分の70以上100分の75以下」とする。

成績区分	成 績 率	
	職員区分 特定幹部職員以外の職員	特定幹部職員
勤務成績が特に優秀な職員	87/100以上140/100以下	106/100以上170/100以下
勤務成績が優秀な職員	77/100以上87/100未満	94/100以上106/100未満
勤務成績が良好な職員	67/100	82/100
勤務成績が良好でない職員	67/100未満	82/100未満

附 則

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は平成21年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は平成22年12月1日から施行する。
- 3 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号がその職務の級における最低の号でないものに限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。平成22年4月1日前に55歳に達した職員で、本改正規程の施行の日において特定職員である者にあっては、同日。）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - 一 基本給月額 当該特定職員の基本給月額（当該特定職員が第22条第2項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項の規定により半額を減ぜられた基本

給月額。以下同じ。)に100分の1.5を乗じて得た額(当該特定職員の基本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級の最低の号の基本給月額(当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号の基本給月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、次項及び附則第5項において「最低号に達しない場合」という。)にあっては、当該特定職員の基本給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号の基本給月額を減じた額(以下この項及び次項において「基本給月額減額基礎額」という。))

二 都市手当 当該特定職員の基本給月額に対する都市手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額に対する都市手当の月額)

三 広域異動手当 前号を準用する。

四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額(第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額に同項表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第35条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の月額の合計額(第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額に同項表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る第35条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額)

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額(第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項表(1)に定める加算割合を乗じて得た額(特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額に同項表(2)に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第5項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項及び第3項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額(最低号に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域移動手当の

月額合計額（第35条第2項に規定する役職段階別加算額の支給対象となる職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項表（1）に定める加算割合を乗じて得た額（特定幹部職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員にあっては、その額に、基本給月額減額基礎額と同項表（2）に定める加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第36条第2項及び第3項に規定する割合を乗じて得た額。附則第5項において「勤勉手当減額基礎額」という。）

六 第20条第1項から第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第20条第1項 前各号に定める額

ロ 第20条第2項又は第3項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第20条第4項 第1号及び第3号から第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第20条第5項、第6項又は第7項 第1号及び第3号から第5号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

基本給表	職務の級
一般職基本給表(一)	6級
教育職基本給表	5級

4 前項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第22条、第33条及び第34条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から基本給月額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、基本給月額減額基礎額並びにこれに対する都市手当及び広域異動手当の月額の合計額を当該年度の一月当たりの平均所定勤務時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

5 附則第3項の規定が適用される間、第36条第2項に定める勤勉手当の総額は、同項の規定に係らず、同項の規定により算出した額から、同項に掲げる職員で附則第3項の規定により給与が減額されて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあっては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

6 附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第24条第2項に定める額は、100分の98.5を乗じて得た額とする。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第5項を改正する規程は平成23年4月1日から施行する。
- 3 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるもの及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第17条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 4 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。
- 5 改正規程の施行日の前日から引き続き、結核性疾患による病気休暇等により勤務しない職員にあっては、第22条第2項に定める基本給及び基本給の調整額の半減までの期間を1年とする。

附 則

- 1 この規程は、平成23年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第20条第3項の規定に関わらず、改正規則の施行日の前日までの休職の期間は、同条に規定する同一又は同種疾病による休職が断続的に行われた期間に算入しないものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とし、30歳に満たない職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の2号上位の号とする。
- 4 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年4月1日において31歳以上37歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第17条の規定により2回以上昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）、37歳以上39歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成19年1月1日において第17条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日において38歳未満の職員（その職務の級における最高の号を受けるものを除く。以下この項において同じ。）のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれにおいても第17条の規定により昇給した職員、38歳以上40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日に2以上において第17条の規定により昇給した職員、40歳以上45歳未満の職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日のいずれかにおいて第17条の規定により昇給した職員及びその他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。
- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 平成27年1月1日の昇給に限り、第17条第2項中「4号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるものにあつては、3号）」とあるのは「3号（一般職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職基本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び教育職基本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以

上であるものにあつては、2号)」とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項を改正する規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 3 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 4 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給月額が同日において受けていた基本給月額に達しないこととなるもの（別に定める職員及び指定職基本給表の適用を受ける職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、基本給月額のほか、その差額に相当する額（平成22年12月1日から施行した改正規程の附則第3項の表の基本給表欄に掲げる基本給表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を基本給として支給する。
- 5 切替日の前日から引き続き基本給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 6 切替日以降に新たに基本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による基本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、基本給を支給する。
- 7 前3項の規定による基本給を支給される職員に関するこの規定の適用については、「基本給」とあるのは「基本給と前3項の規定による基本給の額との合計額」とする。
- 8 切替日から平成28年1月31日までの間における改正後の第27条第2項で定める支給割合は、附則別表第7のとおりとする。
- 9 切替日から平成28年3月31日までの間における改正後の第30条第2項で定める月額額は、附則別表第8第1表に掲げる額（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である職員にあつては、その額に、交通距離の区分に応じて第2表に定める額を加算した額）とする。

10 切替日から平成28年3月31日までの間に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第27条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

11 切替日前に職員がその在勤する勤務箇所を異にして異動した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転した場合における当該職員に対する当該異動又は移転に係る改正後の第27条の2第1項の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

12 前項までに定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

1 この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。

2 平成27年4月1日から施行した改正規程の附則第8項を改正する規程は、平成28年2月1日から施行する。

3 平成27年4月1日から施行した改正規程の附則第9項を改正する規程は、平成28年2月1日から施行する。

4 平成28年2月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第27条第2項で定める支給割合は、附則別表第9のとおりとする。

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間における改正後の第26条第2項で定める支給額は、附則別表第10のとおりとする。

附 則

この規程は、平成29年4月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成30年1月26日から施行し、平成29年12月1日から適用する。

2 平成30年4月1日において37歳に満たない職員（職務の級の最高の号を受けるものを除く。）のうち、平成27年1月1日において第17条により昇給した職員（同日における昇給の号数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）そ

の他当該職員との権衡上必要と認められるものとして別に定める職員の平成30年4月1日における号は、この項の適用がないものとした場合に受けることとなる号の1号上位の号とする。

- 3 前項に規定するもののほか、号の調整に関し必要な事項は、給与法の適用を受ける国家公務員の例による。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則別表第1（職務の級の切替表）

基本給表	旧級	新級
一般職基本給表（一）	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
	10級	
一般職基本給表（二）	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
医療職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
		5級
教育職基本給表	1級	1級
	2級	2級
	3級	3級
	4級	4級
	5級	5級
		6級

附則別表第2（職務の号の切替表）

一般職基本給表（一）の適用を受ける職員の新号

旧号	経過期間	旧級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	3月未満			1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2

7	6 月以上 9 月未滿	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9 月以上 12 月未滿	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12 月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3 月未滿	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3 月以上 6 月未滿	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6 月以上 9 月未滿	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9 月以上 12 月未滿	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12 月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3 月未滿	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3 月以上 6 月未滿	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6 月以上 9 月未滿	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9 月以上 12 月未滿	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12 月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3 月未滿	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3 月以上 6 月未滿	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6 月以上 9 月未滿	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9 月以上 12 月未滿	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12 月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3 月未滿	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3 月以上 6 月未滿	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6 月以上 9 月未滿	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9 月以上 12 月未滿	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12 月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3 月未滿	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3 月以上 6 月未滿	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6 月以上 9 月未滿	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9 月以上 12 月未滿	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12 月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3 月未滿	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3 月以上 6 月未滿	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6 月以上 9 月未滿	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9 月以上 12 月未滿	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12 月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3 月未滿	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3 月以上 6 月未滿	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6 月以上 9 月未滿	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31

	9月以上12月未滿	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未滿	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未滿	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未滿	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未滿	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未滿	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未滿	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未滿	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未滿	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未滿		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未滿		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未滿		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未滿		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未滿		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未滿		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未滿		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未滿		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未滿		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未滿		93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未滿		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未滿		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未滿			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未滿			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未滿			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未滿			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未滿			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未滿			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未滿			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未滿			84	64	88	76	72	68		

	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						

29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

一般職基本給表（二）の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級		1級	2級	3級	4級	5級	6級
	経過期間							
1	3月未満			1	1	5	1	1
	3月以上6月未満			1	1	6	1	1
	6月以上9月未満			1	1	7	1	1
	9月以上12月未満			1	1	8	1	1
	12月以上			1	1	9	1	1
2	3月未満		1	1	1	9	1	1
	3月以上6月未満		2	2	1	10	1	1
	6月以上9月未満		3	3	1	11	1	1
	9月以上12月未満		4	4	1	12	1	1
	12月以上		5	5	1	13	1	1
3	3月未満		5	5	1	13	1	1
	3月以上6月未満		6	6	2	14	1	1
	6月以上9月未満		7	7	3	15	1	1
	9月以上12月未満		8	8	4	16	1	1
	12月以上		9	9	5	17	1	1
4	3月未満		9	9	5	17	1	1
	3月以上6月未満		10	10	6	18	1	1
	6月以上9月未満		11	11	7	19	1	1
	9月以上12月未満		12	12	8	20	1	1
	12月以上		13	13	9	21	1	1
5	3月未満		13	13	9	21	1	1
	3月以上6月未満		14	14	10	22	2	1
	6月以上9月未満		15	15	11	23	3	1
	9月以上12月未満		16	16	12	24	4	1
	12月以上		17	17	13	25	5	1
6	3月未満		17	17	13	25	5	1
	3月以上6月未満		18	18	14	26	6	2
	6月以上9月未満		19	19	15	27	7	3
	9月以上12月未満		20	20	16	28	8	4
	12月以上		21	21	17	29	9	5
7	3月未満		21	21	17	29	9	5
	3月以上6月未満		22	22	18	30	10	6
	6月以上9月未満		23	23	19	31	11	7

	9月以上12月未満	24	24	20	32	12	8
	12月以上	25	25	21	33	13	9
8	3月未満	25	25	21	33	13	9
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14	10
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15	11
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16	12
	12月以上	29	29	25	37	17	13
9	3月未満	29	29	25	37	17	13
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18	14
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19	15
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20	16
	12月以上	33	33	29	41	21	17
10	3月未満	33	33	29	41	21	17
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22	18
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23	19
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24	20
	12月以上	37	37	33	45	25	21
11	3月未満	37	37	33	45	25	21
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26	22
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27	23
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28	24
	12月以上	41	41	37	49	29	25
12	3月未満	41	41	37	49	29	25
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30	26
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31	27
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32	28
	12月以上	45	45	41	53	33	29
13	3月未満	45	45	41	53	33	29
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34	30
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35	31
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36	32
	12月以上	49	49	45	57	37	33
14	3月未満	49	49	45	57	37	33
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38	34
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39	35
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40	36

	12月以上	53	53	49	61	41	37
15	3月未満	53	53	49	61	41	37
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42	38
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43	39
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44	40
	12月以上	57	57	53	65	45	41
16	3月未満	57	57	53	65	45	41
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46	42
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47	43
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48	44
	12月以上	61	61	57	69	49	45
17	3月未満	61	61	57	69	49	45
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50	46
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51	47
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52	48
	12月以上	65	65	61	73	53	49
18	3月未満	65	65	61	73	53	49
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54	50
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55	51
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56	52
	12月以上	69	69	65	77	57	53
19	3月未満	69	69	65	77	57	53
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58	54
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59	55
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60	56
	12月以上	73	73	67	81	61	57
20	3月未満	73	73	67	81	61	57
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62	58
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63	59
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64	60
	12月以上	77	77	69	85	65	61
21	3月未満	77	77	69	85	65	61
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66	62
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67	63
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68	64
	12月以上	81	81	73	89	69	65

22	3月未満	81	81	73	89	69	65
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70	66
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71	67
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72	68
	12月以上	85	85	75	93	73	69
23	3月未満	85	85	75	93	73	69
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74	69
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75	69
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76	69
	12月以上	89	89	77	97	77	69
24	3月未満	89	89	77	97	77	
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78	
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79	
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80	
	12月以上	93	93	79	101	81	
25	3月未満	93	93	79	101	81	
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82	
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83	
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84	
	12月以上	97	97	81	105	85	
26	3月未満	97	97	81	105	85	
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86	
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87	
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88	
	12月以上	101	101	85	109	89	
27	3月未満	101	101	85	109	89	
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90	
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91	
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92	
	12月以上	105	105	87	113	93	
28	3月未満	105	105	87	113		
	3月以上6月未満	106	106	87	114		
	6月以上9月未満	107	107	88	115		
	9月以上12月未満	108	108	88	116		
	12月以上	109	109	89	117		
	3月未満	109	109	89	117		

29	3月以上6月未満	110	110	90	118		
	6月以上9月未満	111	111	91	119		
	9月以上12月未満	112	112	92	120		
	12月以上	113	113	93	121		
30	3月未満	113	113	93	121		
	3月以上6月未満	114	114	93	122		
	6月以上9月未満	115	115	94	123		
	9月以上12月未満	116	116	94	124		
	12月以上	117	117	95	125		
31	3月未満	117	117	95	125		
	3月以上6月未満	118	118	95	126		
	6月以上9月未満	119	119	96	127		
	9月以上12月未満	120	120	96	128		
	12月以上	121	121	97	129		
32	3月未満	121	121				
	3月以上6月未満	121	122				
	6月以上9月未満	121	123				
	9月以上12月未満	121	124				
	12月以上	121	125				
33	3月未満		125				
	3月以上6月未満		126				
	6月以上9月未満		127				
	9月以上12月未満		128				
	12月以上		129				

医療職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級			
	経過期間	1級	2級	3級
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	1	1
	6月以上9月未満	3	1	1
	9月以上12月未満	4	1	1
	12月以上	5	1	1
3	3月未満	5	1	1
	3月以上6月未満	6	2	1
	6月以上9月未満	7	3	1
	9月以上12月未満	8	4	1
	12月以上	9	5	1
4	3月未満	9	5	1
	3月以上6月未満	10	6	1
	6月以上9月未満	11	7	1
	9月以上12月未満	12	8	1
	12月以上	13	9	1
5	3月未満	13	9	1
	3月以上6月未満	14	10	2
	6月以上9月未満	15	11	3
	9月以上12月未満	16	12	4
	12月以上	17	13	5
6	3月未満	17	13	5
	3月以上6月未満	18	14	6
	6月以上9月未満	19	15	7
	9月以上12月未満	20	16	8
	12月以上	21	17	9
7	3月未満	21	17	9
	3月以上6月未満	22	18	10
	6月以上9月未満	23	19	11

	9月以上12月未滿	24	20	12
	12月以上	25	21	13
8	3月未滿	25	21	13
	3月以上6月未滿	26	22	14
	6月以上9月未滿	27	23	15
	9月以上12月未滿	28	24	16
	12月以上	29	25	17
9	3月未滿	29	25	17
	3月以上6月未滿	30	26	18
	6月以上9月未滿	31	27	19
	9月以上12月未滿	32	28	20
	12月以上	33	29	21
10	3月未滿	33	29	21
	3月以上6月未滿	34	30	22
	6月以上9月未滿	35	31	23
	9月以上12月未滿	36	32	24
	12月以上	37	33	25
11	3月未滿	37	33	25
	3月以上6月未滿	38	34	26
	6月以上9月未滿	39	35	27
	9月以上12月未滿	40	36	28
	12月以上	41	37	29
12	3月未滿	41	37	29
	3月以上6月未滿	42	38	30
	6月以上9月未滿	43	39	31
	9月以上12月未滿	44	40	32
	12月以上	45	41	33
13	3月未滿	45	41	33
	3月以上6月未滿	46	42	34
	6月以上9月未滿	47	43	35
	9月以上12月未滿	48	44	36
	12月以上	49	45	37
14	3月未滿	49	45	37
	3月以上6月未滿	50	46	38
	6月以上9月未滿	51	47	39
	9月以上12月未滿	52	48	40

	12月以上	53	49	41
15	3月未満	53	49	41
	3月以上6月未満	54	50	42
	6月以上9月未満	55	51	43
	9月以上12月未満	56	52	44
	12月以上	57	53	45
16	3月未満	57	53	45
	3月以上6月未満	58	54	46
	6月以上9月未満	59	55	47
	9月以上12月未満	60	56	48
	12月以上	61	57	49
17	3月未満	61	57	49
	3月以上6月未満	62	58	50
	6月以上9月未満	63	59	51
	9月以上12月未満	64	60	52
	12月以上	65	61	53
18	3月未満	65	61	53
	3月以上6月未満	65	62	54
	6月以上9月未満	65	63	55
	9月以上12月未満	65	64	56
	12月以上	65	65	57
19	3月未満		65	57
	3月以上6月未満		66	58
	6月以上9月未満		67	59
	9月以上12月未満		68	60
	12月以上		69	61
20	3月未満		69	61
	3月以上6月未満		70	62
	6月以上9月未満		71	63
	9月以上12月未満		72	64
	12月以上		73	65
21	3月未満		73	65
	3月以上6月未満		74	66
	6月以上9月未満		75	67
	9月以上12月未満		76	68
	12月以上		77	69

22	3月未満		77	69
	3月以上6月未満		78	70
	6月以上9月未満		79	71
	9月以上12月未満		80	72
	12月以上		81	73
23	3月未満		81	73
	3月以上6月未満		82	74
	6月以上9月未満		83	75
	9月以上12月未満		84	76
	12月以上		85	77
24	3月未満		85	77
	3月以上6月未満		86	78
	6月以上9月未満		87	79
	9月以上12月未満		88	80
	12月以上		89	81

教育職基本給表の適用を受ける職員の新号

旧号	旧級	2級	3級	4級
	経過期間			
1	3月未満		1	1
	3月以上6月未満		1	1
	6月以上9月未満		1	1
	9月以上12月未満		1	1
	12月以上		1	1
2	3月未満	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	1
	12月以上	5	5	1
3	3月未満	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	1
	12月以上	9	9	1
4	3月未満	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	4
	12月以上	13	13	5
5	3月未満	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	8
	12月以上	17	17	9
6	3月未満	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	12
	12月以上	21	21	13
7	3月未満	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	15

	9月以上12月未滿	24	24	16
	12月以上	25	25	17
8	3月未滿	25	25	17
	3月以上6月未滿	26	26	18
	6月以上9月未滿	27	27	19
	9月以上12月未滿	28	28	20
	12月以上	29	29	21
9	3月未滿	29	29	21
	3月以上6月未滿	30	30	22
	6月以上9月未滿	31	31	23
	9月以上12月未滿	32	32	24
	12月以上	33	33	25
10	3月未滿	33	33	25
	3月以上6月未滿	34	34	26
	6月以上9月未滿	35	35	27
	9月以上12月未滿	36	36	28
	12月以上	37	37	29
11	3月未滿	37	37	29
	3月以上6月未滿	38	38	30
	6月以上9月未滿	39	39	31
	9月以上12月未滿	40	40	32
	12月以上	41	41	33
12	3月未滿	41	41	33
	3月以上6月未滿	42	42	34
	6月以上9月未滿	43	43	35
	9月以上12月未滿	44	44	36
	12月以上	45	45	37
13	3月未滿	45	45	37
	3月以上6月未滿	46	46	38
	6月以上9月未滿	47	47	39
	9月以上12月未滿	48	48	40
	12月以上	49	49	41
14	3月未滿	49	49	41
	3月以上6月未滿	50	50	42
	6月以上9月未滿	51	51	43
	9月以上12月未滿	52	52	44

	12月以上	53	53	45
15	3月未満	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	48
	12月以上	57	57	49
16	3月未満	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	52
	12月以上	61	61	53
17	3月未満	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	56
	12月以上	65	65	57
18	3月未満	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	60
	12月以上	69	69	61
19	3月未満	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	64
	12月以上	73	73	65
20	3月未満	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	68
	12月以上	77	77	69
21	3月未満	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	72
	12月以上	81	81	73

22	3月未滿	81	81	73
	3月以上6月未滿	82	82	74
	6月以上9月未滿	83	83	75
	9月以上12月未滿	84	84	76
	12月以上	85	85	77
23	3月未滿	85	85	77
	3月以上6月未滿	86	86	78
	6月以上9月未滿	87	87	79
	9月以上12月未滿	88	88	80
	12月以上	89	89	81
24	3月未滿	89	89	81
	3月以上6月未滿	90	90	82
	6月以上9月未滿	91	91	83
	9月以上12月未滿	92	92	84
	12月以上	93	93	85
25	3月未滿	93	93	85
	3月以上6月未滿	94	94	86
	6月以上9月未滿	95	95	87
	9月以上12月未滿	96	96	88
	12月以上	97	97	89
26	3月未滿	97	97	89
	3月以上6月未滿	98	98	90
	6月以上9月未滿	99	99	91
	9月以上12月未滿	100	100	92
	12月以上	101	101	93
27	3月未滿	101	101	
	3月以上6月未滿	102	102	
	6月以上9月未滿	103	103	
	9月以上12月未滿	104	104	
	12月以上	105	105	
28	3月未滿	105	105	
	3月以上6月未滿	106	106	
	6月以上9月未滿	107	107	
	9月以上12月未滿	108	108	
	12月以上	109	109	
	3月未滿	109		

29	3月以上6月未満	110		
	6月以上9月未満	111		
	9月以上12月未満	112		
	12月以上	113		
30	3月未満	113		
	3月以上6月未満	114		
	6月以上9月未満	115		
	9月以上12月未満	116		
	12月以上	117		
31	3月未満	117		
	3月以上6月未満	118		
	6月以上9月未満	119		
	9月以上12月未満	120		
	12月以上	121		
32	3月未満	121		
	3月以上6月未満	122		
	6月以上9月未満	123		
	9月以上12月未満	124		
	12月以上	125		
33	3月未満	125		
	3月以上6月未満	126		
	6月以上9月未満	127		
	9月以上12月未満	128		
	12月以上	129		
34	3月未満	129		
	3月以上6月未満	130		
	6月以上9月未満	131		
	9月以上12月未満	132		
	12月以上	133		

附則別表第3（職務の号の切替表）

旧級が一般職基本給表（一）の11級である職員の新号

旧号	新級		
	経過期間		
1	3月未満	9級	10級
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1

7	6 月以上 9 月未滿	3	1
	9 月以上 12 月未滿	4	1
	12 月以上	5	1
8	3 月未滿	5	1
	3 月以上 6 月未滿	6	1
	6 月以上 9 月未滿	7	1
	9 月以上 12 月未滿	8	1
	12 月以上	9	1
9	3 月未滿	9	1
	3 月以上 6 月未滿	10	1
	6 月以上 9 月未滿	11	1
	9 月以上 12 月未滿	12	1
	12 月以上	13	1
10	3 月未滿	13	1
	3 月以上 6 月未滿	14	1
	6 月以上 9 月未滿	15	1
	9 月以上 12 月未滿	16	1
	12 月以上	17	1
11	3 月未滿	17	1
	3 月以上 6 月未滿	18	1
	6 月以上 9 月未滿	19	1
	9 月以上 12 月未滿	20	1
	12 月以上	21	1
12	3 月未滿	21	1
	3 月以上 6 月未滿	22	2
	6 月以上 9 月未滿	23	3
	9 月以上 12 月未滿	24	4
	12 月以上	25	5
13	3 月未滿	25	5
	3 月以上 6 月未滿	26	6
	6 月以上 9 月未滿	27	7
	9 月以上 12 月未滿	28	8
	12 月以上	29	9
14	3 月未滿	29	9
	3 月以上 6 月未滿	30	10
	6 月以上 9 月未滿	31	11

	9月以上12月未滿	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未滿	33	13
	3月以上6月未滿	34	13
	6月以上9月未滿	35	13
	9月以上12月未滿	36	14
	12月以上	37	14

旧級が医療職基本給表の4級である職員の新号

旧号	新級		
	経過期間		
1	3月未満	4級	5級
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1

	9月以上12月未滿	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未滿	5	1
	3月以上6月未滿	6	1
	6月以上9月未滿	7	1
	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
11	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
13	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
14	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1

	12月以上	33	1
15	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1
	12月以上	37	1
16	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
17	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
18	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	2
	6月以上9月未滿	47	3
	9月以上12月未滿	48	4
	12月以上	49	5
19	3月未滿	49	5
	3月以上6月未滿	50	6
	6月以上9月未滿	51	7
	9月以上12月未滿	52	8
	12月以上	53	9
20	3月未滿	53	9
	3月以上6月未滿	54	9
	6月以上9月未滿	55	10
	9月以上12月未滿	56	10
	12月以上	57	11

旧級が教育職基本給表の5級である職員の新号

旧号	新級	5 級	6 級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1

	9月以上12月未滿	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未滿	9	1
	3月以上6月未滿	10	1
	6月以上9月未滿	11	1
	9月以上12月未滿	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未滿	13	1
	3月以上6月未滿	14	1
	6月以上9月未滿	15	1
	9月以上12月未滿	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未滿	17	1
	3月以上6月未滿	18	1
	6月以上9月未滿	19	1
	9月以上12月未滿	20	1
	12月以上	21	1
11	3月未滿	21	1
	3月以上6月未滿	22	1
	6月以上9月未滿	23	1
	9月以上12月未滿	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未滿	25	1
	3月以上6月未滿	26	1
	6月以上9月未滿	27	1
	9月以上12月未滿	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未滿	29	1
	3月以上6月未滿	30	1
	6月以上9月未滿	31	1
	9月以上12月未滿	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未滿	33	1
	3月以上6月未滿	34	1
	6月以上9月未滿	35	1
	9月以上12月未滿	36	1

	12月以上	37	1
15	3月未滿	37	1
	3月以上6月未滿	38	1
	6月以上9月未滿	39	1
	9月以上12月未滿	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未滿	41	1
	3月以上6月未滿	42	1
	6月以上9月未滿	43	1
	9月以上12月未滿	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未滿	45	1
	3月以上6月未滿	46	1
	6月以上9月未滿	47	1
	9月以上12月未滿	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未滿	49	1
	3月以上6月未滿	50	1
	6月以上9月未滿	51	1
	9月以上12月未滿	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未滿	53	1
	3月以上6月未滿	54	1
	6月以上9月未滿	55	1
	9月以上12月未滿	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未滿	57	1
	3月以上6月未滿	58	2
	6月以上9月未滿	59	3
	9月以上12月未滿	60	4
	12月以上	61	5
21	3月未滿	61	5
	3月以上6月未滿	62	6
	6月以上9月未滿	63	7
	9月以上12月未滿	64	8
	12月以上	65	9

22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4（職務の号の切替表）

旧号	新号
1から4まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
10	7
11	8

附則別表第5

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の17
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の10
静岡県	三島市	100分の4

附則別表第6

期間の区分	支給地域	支給割合
移転の日から3年に達する日まで	東京都立川市	100分の17
移転の日から3年を超え4年に達する日まで		100分の16
移転の日から4年を超え5年に達する日まで		100分の15
移転の日から5年を超え6年に達する日まで		100分の14
移転の日から6年を超え7年に達する日まで		100分の13

附則別表第7

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18
千葉県	千葉市	100分の11

附則別表第8 第1表

月額
26,000円

第2表

交通距離	加算額
100km以上300km未満	6,000円
300km以上500km未満	13,000円
500km以上700km未満	20,000円
700km以上900km未満	26,000円
900km以上1,100km未満	33,000円
1,100km以上1,300km未満	38,000円
1,300km以上1,500km未満	43,000円
1,500km以上2,000km未満	48,000円
2,000km以上2,500km未満	53,000円
2,500km以上	58,000円

附則別表第9

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の18.5
千葉県	千葉市	100分の12

附則別表第10

扶養親族		平成29年度	平成30年度	平成31年度
満22歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子		8,000	10,000	10,000
配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）	下記以外の職員の場合	10,000	6,500	6,500
	一般職(一)8級及び教育職5級の職員の場合	10,000	6,500	3,500
	一般職(一)9級以上の職員の場合	10,000	6,500	3,500

<ul style="list-style-type: none"> ・ 満60歳以上の父母及び祖父母 ・ 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹及び孫 ・ 重度心身障害者 	下記以外の職員の場合	6,500	6,500	6,500
	一般職(一)8級及び教育職5級の職員の場合	6,500	6,500	3,500
	一般職(一)9級以上の職員の場合	6,500	6,500	3,500
職員に配偶者が無い場合の扶養親族(子1人のみ)		10,000	上記の子の額	
職員に配偶者並びに扶養親族となる子が無い場合の扶養親族(父母等1人のみ)		9,000	上記の父母等の額	

別表第1（第11条関係）

イ 一般職基本給表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号	基本給月額									
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700	458,000	521,300
2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100	461,100	524,200
3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600	464,100	527,300
4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000	467,100	530,400
5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900	470,100	533,500
6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200	473,100	535,800
7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300	476,100	538,300
8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500	479,200	540,700
9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500	481,900	543,100
10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600	485,000	544,900
11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700	488,000	546,700
12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800	491,100	548,600
13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500	493,800	550,300
14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300	496,100	551,700
15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300	498,400	553,000
16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300	500,700	554,100
17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200	502,800	555,400
18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000	504,200	556,400
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800	505,700	557,300
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500	507,100	558,200
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300	508,300	559,100
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800	509,700	
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200	511,200	
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700	512,700	
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100	513,800	
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400	514,900	
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700	516,100	
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900	517,300	
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900	518,300	
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600	519,200	
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400	520,100	

32	191, 100	242, 000	279, 600	323, 800	351, 100	379, 900	425, 700	461, 100	521, 000
33	192, 700	243, 300	281, 200	325, 100	353, 000	381, 700	426, 900	461, 800	521, 800
34	194, 200	244, 500	283, 100	327, 100	354, 800	383, 100	428, 200	462, 600	522, 700
35	195, 700	245, 700	284, 900	329, 000	356, 600	384, 600	429, 500	463, 300	523, 400
36	197, 200	247, 000	286, 800	331, 100	358, 300	386, 200	430, 700	463, 900	523, 900
37	198, 500	247, 900	288, 400	333, 000	359, 700	387, 600	431, 900	464, 400	524, 600
38	199, 800	249, 300	290, 100	334, 900	361, 000	388, 800	432, 700	465, 000	525, 200
39	201, 100	250, 700	291, 900	336, 900	362, 400	390, 000	433, 500	465, 600	526, 000
40	202, 400	252, 200	293, 700	338, 800	363, 800	391, 100	434, 300	466, 200	526, 600
41	203, 700	253, 600	295, 300	340, 700	365, 100	392, 200	434, 900	466, 700	527, 100
42	205, 000	255, 000	297, 000	342, 600	366, 000	393, 400	435, 600	467, 200	
43	206, 300	256, 400	298, 500	344, 400	367, 100	394, 600	436, 300	467, 600	
44	207, 600	257, 700	300, 100	346, 300	368, 200	395, 700	437, 000	467, 900	
45	208, 800	258, 900	301, 700	347, 800	369, 000	396, 400	437, 800	468, 200	
46	210, 100	260, 200	303, 400	349, 200	369, 900	397, 100	438, 600		
47	211, 400	261, 600	305, 000	350, 700	370, 800	397, 800	439, 000		
48	212, 700	262, 900	306, 700	352, 200	371, 700	398, 500	439, 700		
49	213, 800	264, 100	307, 700	353, 800	372, 600	399, 100	440, 200		
50	214, 900	265, 200	309, 200	354, 600	373, 400	399, 700	440, 600		
51	215, 900	266, 500	310, 700	355, 800	374, 200	400, 200	441, 000		
52	217, 000	267, 800	312, 300	356, 800	375, 000	400, 600	441, 400		
53	218, 100	268, 800	313, 900	357, 700	375, 700	401, 000	441, 800		
54	219, 100	269, 900	315, 500	358, 800	376, 400	401, 300	442, 200		
55	220, 000	271, 200	317, 100	359, 700	377, 100	401, 600	442, 600		
56	221, 000	272, 500	318, 600	360, 800	377, 800	401, 900	442, 900		
57	221, 500	273, 500	320, 100	361, 700	378, 300	402, 200	443, 200		
58	222, 400	274, 500	321, 300	362, 400	378, 900	402, 500	443, 600		
59	223, 200	275, 400	322, 500	363, 100	379, 500	402, 800	443, 900		
60	224, 100	276, 500	323, 700	363, 800	380, 200	403, 100	444, 200		
61	224, 800	277, 600	324, 400	364, 200	380, 600	403, 400	444, 500		
62	225, 800	278, 600	325, 300	364, 800	381, 300	403, 700			
63	226, 600	279, 500	326, 100	365, 500	381, 900	404, 000			
64	227, 500	280, 500	326, 900	366, 200	382, 500	404, 300			
65	228, 200	281, 100	327, 800	366, 500	382, 900	404, 600			
66	229, 000	282, 000	328, 200	367, 200	383, 500	404, 900			
67	229, 900	282, 700	328, 900	367, 900	384, 100	405, 200			
68	231, 000	283, 600	329, 700	368, 600	384, 700	405, 500			

69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700				
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000				
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300				
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600				
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800				
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100				
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400				
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600				
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800				
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100				
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400				
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600				
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800				
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100				
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400				
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600				
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800				
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900					
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200					
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400					
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600					
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900					
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200					
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400					
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600					
94		294,400	342,200							
95		294,800	342,700							
96		295,200	343,100							
97		295,400	343,200							
98		295,700	343,700							
99		296,100	344,100							
100		296,500	344,400							
101		296,700	344,700							
102		297,000	345,100							
103		297,400	345,500							
104		297,700	345,900							
105		297,900	346,400							

106	298,200	346,800						
107	298,600	347,200						
108	298,900	347,600						
109	299,100	348,100						
110	299,500	348,500						
111	299,900	348,800						
112	300,200	349,100						
113	300,300	349,600						
114	300,600							
115	300,900							
116	301,300							
117	301,500							
118	301,700							
119	302,000							
120	302,300							
121	302,700							
122	302,900							
123	303,200							
124	303,500							
125	303,800							

ロ 一般職基本給表（二）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100
4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800
33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900

34	167, 700	217, 500	244, 100	284, 200	328, 800
35	169, 500	218, 600	245, 200	285, 100	329, 900
36	171, 300	219, 800	246, 400	286, 200	331, 000
37	173, 100	220, 500	247, 700	286, 800	332, 100
38	174, 800	221, 700	248, 900	287, 700	333, 200
39	176, 500	222, 900	250, 200	288, 600	334, 200
40	178, 200	224, 000	251, 500	289, 500	335, 200
41	179, 800	224, 900	252, 500	290, 200	336, 200
42	181, 200	226, 100	253, 800	291, 200	337, 200
43	182, 600	227, 100	254, 900	292, 200	338, 200
44	184, 000	228, 200	256, 200	293, 100	339, 200
45	185, 500	229, 300	257, 100	293, 800	340, 100
46	186, 900	230, 400	258, 200	294, 700	341, 100
47	188, 300	231, 500	259, 400	295, 600	342, 100
48	189, 700	232, 500	260, 400	296, 500	343, 100
49	191, 000	233, 500	261, 600	297, 200	344, 000
50	192, 200	234, 600	262, 800	297, 800	344, 900
51	193, 300	235, 700	264, 000	298, 500	345, 800
52	194, 500	236, 900	264, 900	299, 300	346, 600
53	195, 600	238, 000	265, 900	299, 900	347, 400
54	196, 700	239, 000	267, 000	300, 700	348, 200
55	197, 800	239, 900	268, 200	301, 400	349, 000
56	198, 900	240, 700	269, 400	302, 100	349, 700
57	200, 000	241, 600	270, 200	302, 800	350, 400
58	201, 000	242, 600	271, 200	303, 500	351, 200
59	202, 000	243, 600	272, 300	304, 300	352, 000
60	203, 000	244, 500	273, 300	305, 000	352, 700
61	204, 100	245, 400	274, 400	305, 600	353, 400
62	205, 000	246, 300	275, 500	306, 300	354, 100
63	205, 900	247, 200	276, 300	307, 000	354, 800
64	206, 800	248, 100	277, 400	307, 700	355, 500
65	207, 500	248, 900	278, 200	308, 200	356, 100
66	208, 300	249, 700	279, 000	308, 700	356, 600
67	209, 000	250, 500	279, 800	309, 300	357, 100
68	209, 800	251, 200	280, 600	309, 900	357, 600
69	210, 200	252, 000	281, 300	310, 500	358, 000
70	210, 800	252, 600	282, 100	310, 900	

71	211, 100	253, 000	282, 900	311, 400
72	211, 700	253, 400	283, 600	311, 900
73	211, 900	253, 600	284, 400	312, 200
74	212, 500	254, 000	285, 100	312, 700
75	213, 000	254, 500	285, 900	313, 200
76	213, 800	255, 000	286, 700	313, 600
77	214, 000	255, 400	287, 300	313, 800
78	214, 700	255, 800	287, 800	314, 100
79	215, 200	256, 300	288, 300	314, 400
80	215, 800	256, 800	288, 700	314, 700
81	216, 500	257, 100	289, 100	315, 000
82	217, 000	257, 400	289, 500	315, 300
83	217, 600	257, 700	290, 000	315, 600
84	218, 300	258, 000	290, 500	315, 900
85	218, 900	258, 200	290, 900	316, 100
86	219, 400	258, 400	291, 500	316, 500
87	219, 900	258, 700	292, 100	316, 800
88	220, 600	259, 000	292, 700	317, 000
89	221, 100	259, 200	293, 000	317, 200
90	221, 700	259, 400	293, 500	317, 500
91	222, 300	259, 800	294, 000	317, 800
92	222, 800	260, 000	294, 400	318, 100
93	223, 200	260, 300	294, 800	318, 300
94	223, 700	260, 700	295, 300	318, 600
95	224, 200	261, 000	295, 800	318, 900
96	224, 700	261, 300	296, 300	319, 100
97	225, 200	261, 500	296, 600	319, 300
98	225, 700	261, 800	297, 000	319, 600
99	226, 200	262, 000	297, 500	319, 900
100	226, 700	262, 300	298, 000	320, 100
101	227, 100	262, 600	298, 400	320, 300
102	227, 600	262, 800	298, 800	
103	228, 200	263, 100	299, 100	
104	228, 800	263, 400	299, 400	
105	229, 200	263, 600	299, 700	
106	229, 700	263, 800	300, 100	
107	230, 000	264, 100	300, 500	

108	230,400	264,300	300,900
109	230,600	264,600	301,200
110	231,000	264,900	301,600
111	231,500	265,200	302,000
112	232,000	265,400	302,300
113	232,200	265,600	302,500
114	232,700	265,900	302,800
115	233,200	266,100	303,100
116	233,700	266,300	303,300
117	234,000	266,600	303,500
118	234,400	266,900	303,800
119	234,800	267,200	304,100
120	235,200	267,500	304,300
121	235,600	267,600	304,500
122		267,900	304,800
123		268,200	305,100
124		268,500	305,300
125		268,600	305,500
126		268,900	305,800
127		269,200	306,100
128		269,500	306,300
129		269,600	306,500
130		269,900	306,800
131		270,200	307,100
132		270,500	307,300
133		270,600	307,500
134		270,900	
135		271,200	
136		271,500	
137		271,600	

別表第2（第11条関係）

医療職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円
1	246,400	331,800	396,700	471,100	566,100
2	248,900	334,800	399,600	473,400	569,200
3	251,400	337,700	402,500	475,600	572,300
4	253,900	340,700	405,300	477,900	575,400
5	256,200	343,400	408,000	480,200	578,300
6	260,000	346,700	410,700	482,400	580,700
7	263,800	349,800	413,500	484,600	583,100
8	267,600	352,900	416,200	486,800	585,500
9	271,200	355,700	418,600	488,800	587,700
10	275,200	358,600	421,300	490,900	589,200
11	279,200	361,700	423,900	493,000	590,700
12	283,200	364,900	426,600	495,100	592,200
13	287,000	367,900	429,000	497,200	593,700
14	291,000	371,500	431,500	499,300	594,800
15	294,900	374,700	433,900	501,400	595,900
16	298,800	378,400	436,400	503,500	596,800
17	302,600	382,000	438,500	505,600	598,000
18	306,200	384,700	440,900	507,600	599,000
19	309,700	387,500	443,200	509,600	600,000
20	313,300	390,200	445,600	511,600	601,000
21	316,900	393,100	447,200	513,400	602,000
22	320,600	395,700	449,600	515,200	
23	324,100	398,300	452,000	517,100	
24	327,600	400,700	454,300	519,000	
25	331,100	402,900	456,300	520,700	
26	333,900	405,200	458,600	522,500	
27	336,500	407,400	460,800	524,300	
28	339,100	409,700	463,100	526,100	
29	341,900	412,000	465,300	527,800	
30	344,000	414,100	467,600	529,600	
31	346,200	416,100	469,900	531,400	
32	348,600	418,200	472,100	533,200	

33	350,900	420,200	474,100	534,800
34	353,300	422,100	476,200	536,600
35	355,500	423,900	478,300	538,300
36	358,000	425,900	480,400	540,100
37	360,400	427,800	482,500	541,700
38	362,800	429,800	484,300	543,300
39	365,200	431,800	486,100	544,700
40	367,400	433,800	487,900	546,300
41	369,700	435,600	489,600	547,800
42	371,100	437,400	491,400	549,200
43	372,600	439,100	493,200	550,600
44	374,000	440,900	495,000	551,900
45	375,300	442,800	496,600	553,100
46	376,700	444,600	498,300	554,100
47	378,200	446,400	500,100	555,100
48	379,700	448,100	501,900	556,100
49	380,900	449,900	503,500	557,100
50	381,900	451,600	504,800	558,000
51	382,900	453,400	506,100	558,900
52	383,800	455,200	507,400	559,800
53	384,700	457,100	508,500	560,600
54	385,600	458,300	509,800	561,500
55	386,300	459,500	511,100	562,400
56	387,200	460,700	512,400	563,300
57	388,000	461,900	513,400	564,200
58	388,900	462,900	514,200	565,100
59	389,700	463,900	515,000	566,000
60	390,500	464,900	515,800	566,700
61	391,100	465,700	516,700	567,600
62	391,600	466,400	517,500	568,500
63	392,000	467,100	518,400	569,400
64	392,500	467,800	519,200	570,300
65	392,800	468,500	520,100	571,200
66		469,200	521,000	
67		469,900	521,700	
68		470,600	522,600	
69		470,900	523,500	

70	471,600	524,300
71	472,300	525,200
72	473,000	526,100
73	473,400	526,900
74	474,000	527,800
75	474,700	528,700
76	475,400	529,400
77	475,800	530,200
78	476,400	531,100
79	477,000	532,000
80	477,500	532,900
81	478,100	533,700
82	478,600	534,600
83	479,100	535,500
84	479,600	536,400
85	480,000	537,200
86	480,600	538,100
87	481,000	539,000
88	481,500	539,900
89	482,000	540,700
90	482,600	
91	483,200	
92	483,600	
93	484,100	
94	484,700	
95	485,300	
96	485,900	
97	486,400	

別表第3（第11条関係）

教育職基本給表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
号	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額	基本給月額
	円	円	円	円	円	円
1	169,900	212,900	273,900	321,200	405,100	534,000
2	172,000	215,200	276,900	324,100	407,400	537,000
3	174,000	217,400	279,700	327,200	409,800	540,100
4	176,000	219,600	282,500	330,200	412,300	543,200
5	178,000	221,700	285,300	333,400	414,600	546,200
6	180,500	223,900	287,800	336,200	417,100	548,600
7	183,000	226,100	290,000	338,800	419,300	551,100
8	185,500	228,200	292,400	341,500	421,800	553,500
9	188,100	230,500	295,100	344,500	423,500	555,800
10	190,900	232,900	297,600	347,500	426,000	557,600
11	193,600	235,300	300,000	350,600	428,400	559,500
12	196,300	237,700	302,600	353,900	430,700	561,400
13	198,900	240,000	305,000	356,800	432,100	563,100
14	200,800	242,400	307,000	358,900	434,300	564,500
15	202,700	244,800	309,100	361,200	436,500	565,800
16	204,700	247,200	311,000	363,800	438,800	567,000
17	206,700	249,300	313,200	366,200	441,100	568,300
18	208,500	252,400	315,400	368,400	443,500	569,100
19	210,300	255,500	317,400	370,700	445,800	569,800
20	212,000	258,600	319,400	372,800	448,200	570,500
21	213,900	261,500	321,400	374,900	450,300	571,300
22	215,800	264,500	323,900	377,000	452,600	
23	217,700	267,400	326,500	379,100	455,000	
24	219,600	270,300	329,300	381,100	457,300	
25	221,600	273,100	331,400	382,700	459,300	
26	223,700	275,700	333,600	384,500	461,500	
27	225,800	278,200	335,800	386,300	463,600	
28	227,900	280,900	338,300	388,200	465,800	
29	229,800	283,800	340,700	390,100	467,900	
30	232,000	286,200	342,900	391,800	470,200	
31	234,300	288,400	345,000	393,500	472,400	
32	236,600	290,800	346,900	395,200	474,500	

33	238,800	293,200	349,100	396,900	476,400
34	240,600	295,400	351,400	398,700	478,500
35	242,300	297,900	353,700	400,200	480,800
36	244,000	300,200	355,900	402,000	483,000
37	245,700	302,700	357,600	403,100	485,100
38	247,400	304,400	359,600	404,700	487,100
39	248,900	306,100	361,700	406,300	489,000
40	250,600	307,800	363,600	407,800	490,900
41	252,500	309,700	365,500	408,800	492,900
42	254,200	310,500	367,400	410,400	494,800
43	255,600	311,400	369,200	411,900	496,500
44	257,200	312,300	371,000	413,500	498,400
45	258,300	313,200	372,900	414,900	500,300
46	259,800	314,300	374,700	416,500	502,100
47	261,400	315,200	376,200	417,900	503,900
48	262,800	316,300	378,000	419,500	505,800
49	264,300	317,300	379,500	420,900	507,500
50	265,100	318,400	381,100	422,200	509,200
51	265,800	319,300	382,900	423,500	511,000
52	266,700	320,200	384,600	424,800	512,900
53	267,500	321,400	385,700	425,500	514,500
54	268,500	322,400	387,200	426,500	516,100
55	269,300	323,400	388,600	427,400	517,800
56	270,100	324,400	390,200	428,300	519,400
57	270,800	325,300	391,600	429,200	521,000
58	272,000	326,400	393,000	430,100	522,300
59	273,000	327,500	394,300	431,000	523,600
60	274,100	328,500	395,800	431,900	524,800
61	275,200	329,500	397,100	432,800	526,000
62	276,200	330,500	398,500	433,700	527,000
63	277,100	331,600	400,000	434,700	528,000
64	278,000	332,700	401,500	435,800	529,000
65	279,000	333,500	402,500	436,700	529,600
66	279,900	334,600	403,600	437,700	530,500
67	281,000	335,300	404,600	438,700	531,400
68	282,100	336,400	405,700	439,600	532,300
69	283,100	337,000	406,700	440,600	533,200

70	284,200	338,100	407,600	441,600	534,000
71	285,200	339,100	408,400	442,500	534,700
72	286,300	340,200	409,200	443,500	535,200
73	287,200	340,600	410,000	444,500	535,900
74	288,300	341,600	410,900	445,400	536,400
75	289,300	342,600	411,700	446,300	537,200
76	290,400	343,600	412,500	447,300	537,800
77	291,000	344,600	413,200	448,100	538,300
78	292,000	345,600	413,700	448,600	538,900
79	292,900	346,500	414,100	449,300	539,500
80	293,800	347,400	414,500	449,900	540,100
81	294,700	348,400	414,800	450,700	540,700
82	295,600	349,400	415,200	451,400	
83	296,500	350,400	415,500	451,700	
84	297,400	351,400	415,900	452,300	
85	297,700	352,000	416,200	452,700	
86	298,500	352,600	416,600	453,100	
87	299,300	353,200	417,000	453,500	
88	300,200	353,800	417,400	453,800	
89	301,100	354,400	417,700	454,100	
90	301,700	354,800	418,100	454,400	
91	302,400	355,200	418,500	454,900	
92	303,000	355,700	418,800	455,200	
93	303,600	356,200	419,100	455,500	
94	304,300	356,600	419,500	455,800	
95	305,000	357,100	419,800	456,100	
96	305,700	357,600	420,100	456,400	
97	305,900	358,200	420,400	456,700	
98	306,400	358,700	420,800	457,200	
99	306,900	359,100	421,100	457,500	
100	307,400	359,600	421,400	457,800	
101	307,700	360,000	421,700	458,100	
102	308,100	360,500	422,100		
103	308,400	360,800	422,400		
104	309,000	361,300	422,700		
105	309,400	361,800	423,000		
106	309,800	362,200	423,400		

107	310, 100	362, 700	423, 700
108	310, 500	363, 200	424, 000
109	310, 700	363, 600	424, 300
110	311, 100	364, 100	424, 600
111	311, 500	364, 600	424, 900
112	311, 900	365, 000	425, 200
113	312, 200	365, 400	425, 500
114	312, 600	365, 800	425, 800
115	312, 900	366, 300	426, 100
116	313, 200	366, 700	426, 400
117	313, 500	367, 100	426, 600
118	313, 900	367, 500	
119	314, 300	368, 000	
120	314, 700	368, 400	
121	314, 900	368, 700	
122	315, 100	369, 100	
123	315, 400	369, 600	
124	315, 700	369, 900	
125	316, 000	370, 300	
126	316, 200	370, 800	
127	316, 500	371, 300	
128	316, 900	371, 700	
129	317, 200	372, 100	
130	317, 500	372, 600	
131	317, 900	373, 100	
132	318, 100	373, 600	
133	318, 300	374, 100	
134	318, 600	374, 600	
135	318, 900	375, 100	
136	319, 100	375, 600	
137	319, 400	376, 100	
138	319, 600	376, 600	
139	319, 900	377, 100	
140	320, 200	377, 600	
141	320, 500	378, 100	
142	320, 900		
143	321, 300		

144	321,700					
145	321,900					
146	322,300					
147	322,600					
148	323,000					
149	323,200					
150	323,600					
151	323,900					
152	324,300					
153	324,500					
154	324,900					
155	325,300					
156	325,700					
157	325,900					

別表第4（第11条関係）

指定職基本給表

号	基本給月額
	円
1	706,000
2	761,000
3	818,000
4	895,000
5	965,000
6	1,035,000
7	1,107,000
8	1,175,000

別表第5（第23条関係）

勤務箇所	職員	調整数
国立大学法人総合研究大学院大学又はその他の国公私立大学大学院	左欄に置かれている研究科（以下「研究科」という。）に在学する学生の指導に従事する助教	1
	助教以上の研究教育職員のうち、研究科において、講義、演習、実験又は実習の指導を担当する者、又は主任として学生に対する研究指導を担当する者	2
	上記調整数2の適用を受ける者のうち、主任として4人以上の学生に対する研究指導を担当する者	3

別表第6（第23条関係）

教育職基本給表

職務の級	調整基本額
2級	10,500円。ただし、1号9,580円、2号9,684円、3号9,783円、4号9,882円、5号9,976円、6号10,075円、7号10,174円、8号10,269円、9号10,372円、10号10,480円
3級	11,900円
4級	12,700円
5級	15,000円
6級	16,300円

別表第7（第25条関係）

期間の区分	職員の区分		手当の額	
			第1項第1号	第1項第2号
			円	円
1年未満			184,500	50,700
1年以上2年未満			184,500	50,700
2年以上3年未満			184,500	50,700
3年以上4年未満			184,500	50,700
4年以上5年未満			184,500	50,700
5年以上6年未満			184,500	50,700
6年以上7年未満			184,500	48,900
7年以上8年未満			184,500	47,100
8年以上9年未満			184,500	45,300
9年以上10年未満			184,500	43,500
10年以上11年未満			184,500	41,700
11年以上12年未満			184,500	39,900
12年以上13年未満			184,500	38,100
13年以上14年未満			184,500	36,300
14年以上15年未満			184,500	34,900
15年以上16年未満			184,500	33,500
16年以上17年未満			182,900	32,100
17年以上18年未満			181,300	30,700
18年以上19年未満			179,700	29,300
19年以上20年未満			178,100	27,900
20年以上21年未満			176,500	26,500
21年以上22年未満			167,300	25,900
22年以上23年未満			157,500	25,300
23年以上24年未満			148,400	24,300
24年以上25年未満			138,700	23,700
25年以上26年未満			129,500	23,100
26年以上27年未満			118,500	22,500
27年以上28年未満			108,100	21,900
28年以上29年未満			97,800	21,100
29年以上30年未満			86,800	20,800
30年以上31年未満			76,200	20,400
31年以上32年未満			65,100	19,800

32年以上33年未満	54,700	18,900
33年以上34年未満	40,500	18,000
34年以上35年未満	27,300	17,300

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日以後の期間を示す。

別表第8（第27条関係）

都道府県	支給地域	支給割合
東京都	特別区	100分の20
	立川市	100分の12
千葉県	千葉市	100分の15
	柏市	100分の6
静岡県	三島市	100分の5